



編集発行 公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター 〒640-8045 和歌山市ト半町33 和歌山ミートビル2階
TEL073-431-0657 FAX073-422-3269
e-mail : wakayama-center@seiei.or.jp



ホームページが新しくなりました!



**安心・信頼・快適
また行きたくなる お店のために**
～生衛業の皆様をサポートします～



和歌山県キャラクター「いんちゅ」

ホームページには、「新型コロナウイルス感染症関連(業種別ガイドライン、融資、各種支援策、感染症情報)、受動喫煙対策、生産性向上、衛生水準の維持向上」など必要な情報が満載です♪

<https://www.seiei.or.jp/wakayama/> 【スマートフォン対応】



ごあいさつ

公益財団法人

和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 坂 口 邦 嗣



新型コロナウイルスに 打ち勝つ

当センターの運営並びに事業の推進に格別のご理解とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に中国から端を発した「新型コロナウイルス」が全世界に感染拡大し、我が国では今年1月に国内初の感染が確認され、瞬く間に和歌山県を含め全国に広がり、感染経路が不明、有効なワクチンがない、極めて大きな脅威となりました。政府は4月16日に全都道府県へ緊急事態宣言を発し、外出自粛要請や様々な業種の事業者へ営業自粛要請等が行われたことから、和歌山県でも、街から人が少なくなり、生衛業

界として経済活動に深刻な影響が生じ、事業継続そのものが危機的な事業者も出てきました。

そのため、国・地方自治体・医療機関等で様々な対策や支援策が講じられているところですが、感染の再拡大が懸念される状況であり、感染とその影響はこの先も長期戦になることが必至です。

このような状況から、当センターでは、和歌山県よろず支援拠点や和歌山働き方改革推進センター等関係機関と連携し、また各専門家の皆様の協力を得て、生衛業の皆様からの幅広い相談にワンストップで対応する「生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業」(3頁)を7月から実施しています。

生衛業では、今後さらに、感染拡大の防止を基軸にいかにお客様に安全に安心して利用していただくか創意工夫するとともに、各業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守しながら常に新しい情報を入手し対応していくことが肝要です。

当センターでは、確実に新型コロナウイルスに打ち勝つために、生衛業の皆様を始め、各生衛組合、全国センター、日本政策金融公庫等の関係機関並びに行政機関と連携・協力し、引き続き努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

和歌山県生活衛生営業指導センター理事会・評議員会

- 令和元年度第2回理事会は、令和2年3月9日（月）に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止し、令和2年度事業計画及び予算等について書面審議とし、原案どおり承認されました。
- 令和2年度第1回理事会は、令和2年5月11日（月）に開催予定でしたが、同様に中止し、令和元年度事業報告及び決算報告について書面審議とし、原案どおり承認されました。
- 令和2年度定時評議員会は、令和2年6月1日（月）和歌山ビッグ愛において開催し、令和元年度決算報告及び役員の選任について審議され、原案どおり承認されました。

和歌山県生活衛生団体協議会理事会・生活衛生功労者の表彰

和歌山県生活衛生団体協議会の理事会は、5月11日（月）に開催予定でしたが、同様に中止し、令和元年度事業報告並びに決算報告、令和2年度事業計画及び予算、理事の選任等について書面審議とし、原案通り承認されました。

生活衛生功労者表彰については、受賞者10名に表彰状及び記念品が授与されました。

栄えある受賞
おめでとうございます。

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として受賞されましたことを心からお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

和歌山県
生活衛生団体協議会
会長表彰
(令和2年5月11日)

飲食業	一木謙三氏（海南市）	理容業	川越昭治氏（岩出市）
飲食業	田中秀夫氏（海南市）	美容業	村田博文氏（和歌山市）
飲食業	宮本恵子氏（白浜町）	美容業	中島敦司氏（田辺市）
理容業	山崎悦二氏（和歌山市）	クリーニング業	岡本 久氏（御坊市）
理容業	結城幸一氏（和歌山市）	旅館ホテル業	小畑和也氏（和歌山市）

指導センターの令和2年度事業計画(概要)

1 生活衛生関係営業対策事業

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導

経営指導員による相談・指導、苦情処理並びに税理士の税務相談、弁護士の法律相談を実施

イ 地区相談指導

岩出、海南、御坊、新宮の保健所管内で地区相談室を開設

ウ 巡回相談指導

経営指導員・経営特別相談員が組合及び生衛業者の個別巡回相談・経営指導を実施

(2) 情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センターの情報ネットワークを通じて、生衛業に関する情報の収集を行い、相談・指導業務等に活用を図る。

(3) 後継者育成支援事業

生衛業の後継者育成を推進するため、後継者育成支援協議会を開催し、職場体験学習及び出前授業を実施する。

(4) 健康・福祉対策推進事業

生衛業者を対象とした感染症予防対策の普及啓発を行う。

(5) 生活衛生関係営業振興事業補助金事業

生衛組合の振興事業を補助するとともに広報誌「生衛紀州」を年2回発行する。

2 受託事業

(1) 全国センター調査委託事業

(2) 生活衛生営業経営特別相談員研修会開催

(3) 衛生水準の確保・向上事業

(4) 融資推薦事務受託

3 標準営業約款事業

理容業・美容業・クリーニング業・飲食業について登録加入の促進及び広報を推進する。

4 クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習を実施する。

5 その他

生衛業特別指導活動に関する連絡会議の開催、生衛業収益力向上事業の実施、理容師美容師試験研修センターの業務に協力

生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症により、県内の生衛業者の経営に大きな影響を与えていることから、関係機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門相談窓口の開設や「地区生活衛生営業相談室」の開催（4頁）を実施しています。

- ①**緊急対策事業相談窓口**として、各種の専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する者を選定し、専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士）としての職務を委嘱し、相談業務に当たります。

※相談案件について、必要があると認められるものは専門家を派遣します。

- ②**連携相談窓口**として「和歌山県よろず支援拠点」及び「和歌山働き方改革推進支援センター」を指定し、相談業務に当たります。

- ③事業の円滑化を図るため県内生活衛生同業組合の協力を得て実施します。

★相談内容

- 雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援金、融資、その他支援策の利用
- 経営、労務、WEB、デザインなどに関すること

★指導対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた**県内の生衛業者**

★相談料

- 無料**



*まずは、当センターへお問い合わせください。

～理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店を営業の皆様～
「Sマーク」登録店になりましょう。



Safety : 安全
Standard : 安心
Sanitation : 清潔

「安心・安全」を
お約束する「Sマーク」です。
「Sマーク」は、
お客様にご利用いただく際の
安心・安全の目印です。

研修会・講習会・各種相談室のご案内

●地区生活衛生営業相談室の開設

生衛業の皆様の経営、融資その他の営業の相談に応じるため、移動相談室を開設します。

今回、**日本政策金融公庫職員と、新たに和歌山県よろず支援拠点チーフコーディネーター（中小企業診断士、社会保険労務士）が出席します**ので、多数のご来室をお待ちしています。

開 催 日	対 象 地 区	開 催 場 所	時 間
令和2年10月12日（月）	御坊保健所管内	御坊商工会議所	14:00 } 16:00
令和2年10月19日（月）	岩出保健所管内	那賀振興局	
令和2年11月2日（月）	海南保健所管内	海南保健所	
令和2年11月9日（月）	新宮保健所管内	東牟婁振興局	

●令和2年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の開催

クリーニング業法により、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者は、業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るため、3年以内ごとに知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。クリーニング師研修・業務従事者講習の今後の日程等については次のとおりです。

◎クリーニング師研修

開 催 日 時	令和3年2月14日（日）13:00～17:00
場 所	和歌山ビッグ愛201号室（和歌山市手平2-1-2）
対 象	県内全域
受 付 期 間	令和3年1月29日（金）まで（予定）
受 講 料	5,000円
問 合 せ 先	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター（和歌山市ト半町33） 電話：073-431-0657

※本研修は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師を対象にしています。

※令和2年8月2日紀南文化会館で開催する当研修は7月24日に受付を終了しています。

◎クリーニング業務従事者講習（Ⅱ型 通信教育）

本講習は、令和2年7月10日に受付を終了しています。なお、レポート提出期限は、令和2年8月20日です。

●経営特別相談員研修の開催

生衛業界の自主的な活動として、経営指導相談事業強化の役割を担ってられる生衛業経営特別相談員を対象に資質の向上及び生衛業の経営健全化を図る目的として開催します。

開催日	令和2年10月5日（火）13:00～17:00
場 所	和歌山ビッグ愛1201号室（和歌山市手平2-1-2）





その「困った」にお応えします！

よろず支援拠点とは 国が全都道府県に設置した「中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者」に類する方、創業予定の方の無料経営相談所です。

「売上拡大」「資金繰り」「創業」「商品開発」「後継者問題」など、皆様の様々なご相談にお応えいたします。

新型コロナウイルスを含む経営相談を平日・土曜・日曜、及び祝日にお受けいたします。

お問い合わせ 平日 9:00～17:45

（公財）わかやま産業振興財団「和歌山県よろず支援拠点」 「〇〇について相談したい」とお伝えください。

〒640-8039 和歌山市本町二丁目1番地フォルテワジマ6階
E-mail▶yoro-zu@yaru-kiouendan.jp HP▶http://yoro-zu.yaru-kiouendan.or.jp TEL **073-433-3100**



お知らせ

和歌山県からのお知らせ

令和2年度クリーニング師試験

試験日（予定）：令和2年11月5日（木）
 試験会場：和歌山県民文化会館
 問い合わせ先：和歌山県食品・生活衛生課
 ☎ 073 - 441 - 2620

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です！

＊重点活動項目＊

- ①衛生水準の遵守に向けた自主点検等の衛生活動の推進
- ②生衛組合に関する周知広報の推進
- ③生衛組合を中心としたネットワークの拡充
- ④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

生活衛生同業組合だより

●理容組合から医療従事者支援のためのマスク5,000枚を寄贈

医療の最前線で感染症に立ち向かわれている医療従事者の方々に敬意と感謝をこめて、令和2年6月1日に県庁で行われた寄贈式にて、東根理事長から和歌山県環境生活部長に目録が手渡された。

感 染 症 対 策

！ 感染症対策 へのご協力を
お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

① 流水でよく手をぬがした後、石けんをつき、手のひらをよくこすります。
② 手の甲をのばすようにこすります。
③ 指先・爪の隙を念入りにつまみこすりこぎます。
④ 指の間を洗います。
⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる

① 咳やくしゃみをする時は、マスクを着用する（口・鼻を覆う）
② ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
③ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う
② ゴムひもを耳にかける
③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
厚生労働省
厚労省

経営者・従業員・お客さまが
「感染しない」・「感染させない」！
新型コロナウイルスに係る
各種ガイドライン遵守の徹底！



↑各種ガイドラインは
こちらから

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ ～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	8,000万円（別枠）	
利率（年）（注1、2）	【4,000万円以内（注3）】当初3年間：0.46%、4年目以降：1.36% 【4,000万円超】1.36%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内） 【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方（注4）であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合は不要です。）

○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方	
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	1,000万円（別枠）	
利率（年）（注1）	当初3年間：0.31%（別枠の1,000万円以内）（注5）、4年目以降：1.21%	
ご返済期間	【設備資金】10年以内（うち据置期間4年以内） 【運転資金】7年以内（うち据置期間3年以内）	

○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付（令和2年2月21日～8月31日まで）

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次の1および2のいずれにも該当すること 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1) 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少していること (2) 業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額と比較して10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	
お使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金	
融資限度額	【旅館業】3,000万円（別枠） 【飲食店営業および喫茶店営業】1,000万円（別枠）	
利率（年）（注6）	2.16%（振興計画認定の組合員の方は、1.26%）	
ご返済期間	7年以内（うち据置期間2年以内）	
お申込に必要な書類	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画認定の組合員の方については、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	
その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。	

（注1）令和2年6月1日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

（注2）ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

（注3）一部の対象者については、当初3年間（4,000万円以内）の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となります。

（注4）本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

（注5）当初3年間（別枠1,000万円以内）に適用される利率の適用限度額は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間（4,000万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間（1,000万円以内）の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となります。

（注6）令和2年6月1日時点で適用される利率です（無担保、ご返済期間5年の場合）。また、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。



日本政策金融公庫
国民生活事業

和歌山支店 TEL073-422-3151

田辺支店 TEL0739-22-6120